

特定既存耐震不適格建築物 耐震診断補助制度

枚方市では、昭和 56 年以前に建てられた建築物の耐震診断を積極的に受けていただくため、耐震診断に要する費用の一部を補助しています。



枚 方 市

●お問い合わせ先

枚方市 都市整備部 住宅まちづくり課

住所：〒573-8666

枚方市大垣内町 2 丁目 9 番 15 号
(枚方市役所分館 2 階)

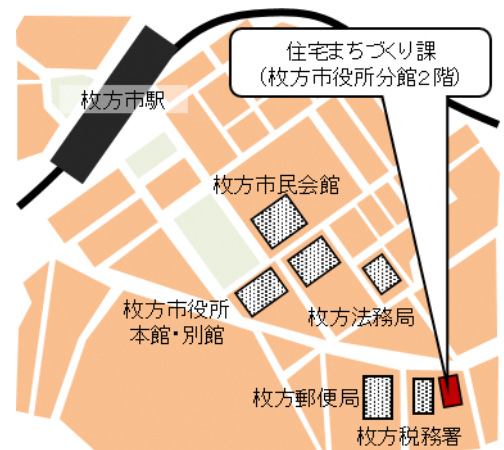
TEL：072-841-1478(直通)

FAX：072-841-5101

MAIL：jumachi@city.hirakata.osaka.jp



補助制度について



特定既存耐震不適格建築物

●対象かどうかチェック（以下のいずれにも該当するもの）

- ☐ 昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準で建てられた特定既存耐震不適格建築物
- ☐ 現に使用し、または使用しようとしているもの
- ☐ 申込者がその建物の登記簿名義人である

●補助金額

耐震診断に要した費用の 1/2 の額

（補助額の限度：1 棟あたり **100 万円**）

※耐震診断に要した費用は、延べ面積 1 m²あたり 3,670 円を上限として算出します。

●診断方法

一般財団法人日本建築防災協会等が主催する既存建築物の耐震診断に関する講習会を受講し、受講終了証の交付を受けた建築士が、同協会による各構造別の「耐震診断指針」及び「耐震診断基準」等に基づき行ったものとします。

●注意事項

- ▷耐震診断に着手（契約）した後の申込みはできません。**必ず事前にご相談**ください。
- ▷申込者は登記簿上建物を所有している方となります。
複数人で所有している場合は全員の同意が必要です。
複数人で所有している場合、全員が補助対象要件を満たしている必要があります。
- ▷受付期間は 4 月 7 日～12 月 26 日（完了報告書の提出期限は 2 月 27 日）です。
受付期間内に予算が上限に達した際は、受付を終了します。

特定既存耐震不適格建築物について

建築物の耐震改修の促進に関する法律で定められた「特定既存耐震不適格建築物」とは、現行の耐震基準に適合しない、以下の①～③の建築物をいいます（右表参照）。

枚方市では、このうち昭和 56 年 5 月以前の基準（旧耐震基準）で建てられたものについて、耐震診断の補助を行っています。

① 多数の人が利用する建築物

（学校や病院、百貨店等多数の人が利用する大規模な建築物）

② 危険物の貯蔵場や処理場等の建築物

（一定の数量以上の貯蔵、処理をしているもの）

③ 地震時の倒壊により、道路の通行を妨げる恐れのある建築物

（枚方市耐震改修促進計画に記載された緊急交通路を閉そくする可能性のあるもの）

特定既存耐震不適格建築物の要件

用途		規模
学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程もしくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 (※屋内運動場の面積を含む。)
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る）※、寄宿舍、下宿		
事務所		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの		
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客 の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		
緊急交通路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する緊急交通路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物 ※道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超

※共同住宅（マンション）は、住宅（木造・非木造）耐震診断補助制度を適用します。

手続きの流れ



※このパンフレットは補助制度の概要を示したものです。詳細については住宅まちづくり課にお問合せ下さい。